

令和 8 年 7 月 24 日

各 都道府県
消費生活協同組合主幹部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
消費生活協同組合業務室

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令」の施行について（通知）

保険業法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 54 号。以下「改正法」という。）の公布及び施行に伴い、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 96 号。以下「改正省令」という。）が、令和 8 年 5 月 29 日に公布され、令和 8 年 6 月 1 日付けで施行・適用されました。

改正省令の趣旨等は以下のとおりですので、十分御了知の上、貴管内の消費生活協同組合（連合会）に対する周知について徹底いただくとともに、適切な指導を行い、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正省令の趣旨

保険金不正請求事案等の再発防止を図るため、顧客本位の業務運営を徹底し健全な競争環境を実現する観点から、改正法において、保険契約の締結等に関する禁止行為の対象等を拡大し、保険契約の締結等に関する禁止行為（保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 300 条）として、保険契約者等と「密接な関係を有する者」に対する特別の利益の供与等が追加されました。

保険業法第 300 条第 1 項第 5 号及び第 8 号を準用する消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「生協法」という。）第 12 条の 2 第 3 項においても、共済契約の締結等に関する禁止行為として、共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）と「密接な関係を有する者」に対する特別の利益の供与等が追加されたところ、当該「密接な関係を有する者」については厚生労働省令において定めることとされたことから、消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第 1 号）において所要の改正を行うものです。

第 2 改正省令の概要

生協法第 12 条の 2 第 3 項において準用する保険業法第 300 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の「密接な関係を有する者」（※）を規定し、その他所用の改正を行いました。

(※) 共済契約者又は被共済者の役員又は使用人、共済契約者又は被共済者の子法人等

第3 施行期日

令和8年6月1日